

第 2 8 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和4年11月15日開会

令和4年11月15日閉会

米沢市農業委員会

令和4年11月15日（火）午前9時30分 米沢市農業委員会第28回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1 番 伊藤精司 委員	9 番 佐久間英之 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
2 番 小関善隆 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 7 番 古畑功一 委員
3 番 高橋祐弘 委員	1 1 番 宮崎雅文 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
4 番 我彦正福 委員	1 2 番 遠藤伊一 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
5 番 佐藤利夫 委員	1 3 番 鈴木晃子 委員	
6 番 田代昇一 委員	1 4 番 大野澤進 委員	
7 番 佐藤孝義 委員	1 5 番 相田市三郎 委員	

欠席通告委員（1名）

8 番 高橋信夫 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第5号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。これより第28回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは初めに、「農業委員会憲章」の唱和を9番 佐久間英之委員のご発声にてよろしくをお願いします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

早いもので今年もあと1か月半ということで、それぞれ1月に立てた1年間の目標、皆さんは進んでいるでしょうか、達成できたでしょうか。そういった反省の時期に来ているわけであります。

この間11月12日、農と食の元気っ子講座第2回目ということで、女性の農業委員の皆さんの段取りでしていただきました。講師には16番 山王堂委員に頑張ってくださいまして、そばの話、そば打ちの体験の指導をしていただきました。参加された10組の親子は大変喜んでお帰りになったようでございます。その後、我々も試食したわけですが、今年のそばは特に美味しく感じられました。天気もよかったからだと思いますが、天気がいいとソバもいいんだなと思いました。皆さんも機会があったら、新ソバを食べてみてください。そば粉は愛菜館で販売しておりますので、ぜひ購入していただきたいなと思います。

あと農業委員会活動においては、これから農業者との話し合い、20日から第2ブロックから始まるわけではありますが、本来の我々の業務であります農家の皆さんと直接話をして、そして今の農政に対する思いと将来に対する地域計画、人・農地プランといったことを話し合いをして、農家の皆さんに分かっていただくということをやっていただきたいと思います。我々農業委員会の仕事を十分にできる時期になってきておりますので、ぜひ農業委員会業務に励んでいただきたいと思います。その中で、農業者年金についてもまだまだ理解していない農業者の方おられますので、ぜひ進めていただきたいと思います。これから農閑期になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、18日には県大会、南陽市であるわけでございますので、皆さん参加してくれると思いますが、今回は遠藤伊一さんと石川正義さんが県の会長賞を受賞なさるということで、大変長い間ご苦労さまでございました。よろしくお願ひしたいと思います。

今月もいろいろ事業ありますが、朝晩の温度差ありますので、体調管理には十二分に気をつけながら、農作業あるいは農業委員会業務に励んでいただ

きたいと思います。今日は大変お忙しい中、ご出席ありがとうございます。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、8番 高橋信夫委員の1名であります。出席者は19名中18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第28回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、2番 小関善隆委員、3番 高橋祐弘委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正はございません。

議 長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号22号から25号の計4件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畑のみ4筆 1, 327.00㎡です。

受理番号22号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成12年頃です。申請理由は、平成12年頃より建物敷地として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号23号 申請人 ○○○○外2名、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和63年頃です。申請理由は、昭和63年8月10日付指令東置地(農)第197号で5条許可されており、非農地となっているためです。

受理番号24号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用

年月日は、平成13年以前です。申請理由は、平成13年以前より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号25号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成13年頃です。申請理由は、平成13年頃より車庫の敷地として利用されているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号26号から35号の計10件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ45筆53,788.03㎡です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号25号から28号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は、田31筆 40,913.91㎡、畑11筆 2,577.00㎡、合計42筆 43,490.91㎡です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による貸貸借です。

受理番号26号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は病気等で労力不足による売買です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他による贈与です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
 それでは、受理番号25号から28号を上程します。
- 2 番 (小関善隆委員 挙手)
議 長 2番 小関委員。
2 番 それでは、私から25、26、27号についてご説明を申し上げます。
 25号については、〇〇さんが△△△△さんに田んぼを貸すという内容で
 ありますけれども、〇〇〇〇さんが病気になってしまって、田んぼを借りら
 れなくなったということで依頼があったところでした。場所については、〇
 〇小学校の北側の道路から行って、高速の交わるころのそばであります。
 その交わるころのそばに△△さんのお宅があつて、その隣ということであ
 ります。△△さんは高齢でありますけれども、誰も借りる人がいなかったと
 いうことで、契約については、できるまでというような1年ごとの契約であ
 ります。△△さんができなくなったといったときに相手方に通知をして、そ
 れまでは作るということで契約をさせていただいたところありますので、
 問題ないと思います。
- 26号については、〇〇〇〇さんが△△△△さんに田んぼを売るという案
 件でございます。場所については、〇〇小学校から南に行きますと△△△△
 という集落がありまして、国道から行けば〇〇あたりから西のほうというこ
 とで頭に描いていただきたいと思います。そこに〇〇〇〇さんの土地があり
 ますけれども、そこだけ離れて耕作をしていたのですが、〇〇さんの病気も
 あつて、△△さんに買っていただきたいと思いますという話でありましたので、問題な
 いと思います。△△さんについては〇〇〇〇という会社の役員しております
 けれども、田んぼも作っており、作付をするということでありますので、問
 題ないと思います。
- それから27号については、〇〇〇〇さんが、年金受給のために息子さん
 の△△△△さんに使用貸借を結ぶという案件であります。△△さんの長男が
 〇〇さんで、現在農業と一緒にやっているということでありますので、問題
 ないと思いますので、よろしく願いをいたします。
- 議 長 28号。
7 番 (佐藤孝義委員 挙手)
議 長 7番。
7 番 7番 佐藤孝義です。私から28号について説明させていただきたいと思
 います。
 申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。こちらの案件
 は、横浜市在住の〇〇〇〇さんより△△の△△△△さんへの贈与での所有権
 の移転という内容になっております。場所は、〇〇小学校から南に行って△

△があります。そこの川向いの土地になっております。調査は10月31日、△△△△さん、お父さんの△△さん兩名から話を聞いてまいりました。〇〇さんは、高校を卒業するまで△△に住んでおられましたが、親の死去に伴いこの農地を相続したわけですが、現在、生活の基盤が横浜市にあるということで、△△さんに耕作をお願いしていて、この農地を△△さんに引き取ってもらいたいという内容だそうです。補足ではありますが、もともとあった自宅の跡地、それも含めて無償贈与という形で△△さんにお譲りしたいとのことでありました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労さまでした。それでは、ただいまの受理番号25号から28号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号25号から28号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号30号から36号の計7件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は田2筆 2, 235.00㎡、畑11筆 2, 760.21㎡、合計13筆 4, 995.21㎡です。

受理番号30号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、貸駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号31号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、店舗の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号32号 渡人 〇〇〇〇、〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、会社敷地の拡張のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号33号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、雪捨て場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号34号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、庭及び雪捨て場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号35号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、倉庫の建設及び駐車場の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の2種農地です。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場の造成のためです。こちらは3種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。それでは、受理番号30号から36号を上程いたします。

11番 (宮崎雅文委員 挙手)

議長 11番。

11番 11番 宮崎です。

それでは今回、議第3号30号から32号に関しましては私の担当であり、33、34号に関しては本日欠席の高橋信夫委員が担当ということで、私が代わって30号から34号まで報告させていただきます。地図を順番に30号からご覧いただければと思います。

30号の件に関しまして、報告させていただきます。貸人、借人ともに記載のとおり賃貸借の契約となります。場所は、○○○○さん西側の駐車場の隣の畑となっております。貸人の○○○○さんの畑でございますけれども、現在は休耕中という形になっております。11月10日、現地調査を行いまして、担当の行政書士△△さんとお話しして確認をいたしました。今回は△△△△さんが借人となっており、△△△△さんの事業として貸駐車場として転用したいということです。主に○○○○さんの職員の駐車場として貸し出したいという内容でございました。3種農地でもございまして、事前着工等ございませんでした。

次に、31号に関しまして報告させていただきます。貸人、借人ともに記載のとおり使用貸借となりまして、場所は○○沿いで、現在もアイスクリームの販売を行っているカフェ、またリンゴなど産直品を扱っています直売所となっております。10日、同じく現地調査を行わせていただきまして、○○○○さん、また従業員の方々とお話をして確認をいたしました。内容と

しましては、カフェ事業、直売所事業ともに好調で、事業を拡張して敷地を増やして駐車場、雪捨て場、店舗等整備をして事業をこれから行っていきたいということで、切実にお願いをされました。3種農地でもございますので、事前着工もございませんでした。

次に、32号に関しまして報告させていただきます。渡人、受人とございまして、農地の売買という形になります。場所は、同じく〇〇沿いの△△△△さんという重機がメインの建設会社となっております。事前には駐車場の転用で案件が上がっていた経緯があります。同じく10日、現地確認を行いまして、担当の行政書士〇〇さんとお話をして確認をいたしました。やはり事業がこちらでも好調で、大型の重機を取り扱っている会社ということで、どうしても敷地が手狭ということで雪捨て場をまず確保したいということでの申請となりました。今回、地図をご覧いただいて分かるんですが、会社に隣接する一部の農地の取得を目指しているという申請になるんですけれども、ほかの箇所も今後転用交渉して検討していきたいとおっしゃってございました。事前着工等はございませんでした。

続きまして33号と34号、信夫委員の担当ですが、代わりに報告させていただきます。

渡人、受人ともに記載のとおり、こちらも売買の申請となります。場所は地図上で非常に分かりづらいんですけれども、米沢駅の東側の〇〇〇〇があるんですけれども、その西側に広がる閑静な住宅街でございます。4日、信夫委員、現地調査を行ったということで、受人の〇〇さんとお話をしたということでございました。今回、渡人の方は弁護士ということで、相続により弁護士が入っております、いわゆる財産整理をしたいという内容のようでもございました。隣接する家が申請地の西側にあるんですけれども、〇〇氏がこの周辺前の道路が私道ということで、除雪のために非常に今まで難儀をしていたということで、今回この機会に雪捨て場としてぜひ取得したいということでした。事前着工等もなかったという報告を受けております。

続きまして、34号に関しまして報告させていただきます。同じ地図、近くなんですけれども、渡人、受人ともに記載のとおりとなっております。場所は、同じく米沢駅東側の〇〇〇〇の西側の閑静な住宅地となっております。同じく4日、現地調査を信夫委員行いまして、今回、受人の〇〇さんとお話をしたということでございました。申請地の東側に△△さんというお宅があるんですが、その方の農地と。今その方の住宅と隣接する農地ということで、今回、渡人の△△△△さんとありますけれども、その方が△△さんの相続人ということで、財産整理をしたいということで売買という形になったようでもございます。やはりこの点線の道路なんかありまして、私道ということでこ

の周辺も〇〇氏が除雪に難儀をされており、やはり雪捨て場として取得、ぜひしたいということで売買の申請となりました。事前着工等もございませんでした。

以上5件、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

35号。

17番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

17番。

17番

17番 古畑です。35号につきまして、ご説明申し上げます。

申請人、土地の表示は変わりございません。渡人の〇〇さんは、地図見てもらうと分かるんですけども、ここにもともと住宅がありまして、今は更地になっております。息子さんたちが△△△△をやっているということです。おじいちゃんが住んでいたんですけども、その方が亡くなったもので更地になっております。ここを、〇〇さんという塩井の△△△△をやっている方がここに小屋と駐車場を造りたいということでした。11月4日に〇〇行政書士とお話はしまして、間違いなく本当に造ってくれるのかということを確認しましたら、間違いなくとなっておりますのでということでしたので、問題ないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議 長

36号。

2番

(小関善隆委員 挙手)

議 長

2番 小関委員。

2番

それでは、36号について申し上げます。36号については、〇〇さんが△△△△に資材置場として貸付けをするという案件でございます。場所については、地図見て分かりますとおり〇〇〇〇の西側となります。この申請地の隣、田んぼの状態ですけども、ここに今もう住宅が建っているという状況の土地であります。△△△△の社長、経営者ですけども、〇〇さんの息子さんということで、お話を聞いたところ、今の会社の敷地が手狭で資材置場がないということで、至急その資材置場にしたいという案件でございました。事前着工もなく、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、ただいまの受理番号30号から36号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号30号から36号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)
宮原農地主査。

議第4号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の相続に係る相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

受理番号1号 申請人 米沢市〇〇町△△番地 〇〇〇〇、被相続人 △△、相続年月日 平成16年2月6日。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号1号を上程いたします。

1 1 番
議 長
1 1 番

(宮崎雅文委員 挙手)

11番。

11番 宮崎です。

信夫委員に代わりまして、報告させていただきます。

申請人は〇〇〇〇さんということですが、△△で農業を営んでおられて、現在72歳ということですが、まだまだ元気で頑張っているというところからいって、間違いなく農業をしているということで報告を受けました。

以上でございます。

議 長

それでは、ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問はありますか。

全 委 員
議 長

なし。

ないので、受理番号1号について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第4号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長

(挙手)
瀧口主査。

瀧口主査

議第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用配分計画案を作成するため、米沢市長から意見の求めがありましたので、委員会に付議します。

なお、今回の農用地利用配分計画案ですが、既に公益財団法人やまがた農業支援センターが借り受けている農地4筆分、合計421,00㎡の転貸先を変更しようとする計画となります。

以上、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、議第5号について、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、の話題提供として発言をいただきたいと思います。今回は13番の鈴木晃子委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

13番

お疲れさまです。今回、農政振興等の情報提供ということで私の番になりましたが、たくさんの課題や伝えたいことがあり過ぎて、今回どうしようかといういろいろ考えたところ、農政振興を図るために大切なことということを改めて自分なりに考えてみました。先ほど、会長がおっしゃっていた農家との話合いとか地域の方々との話合いをしながら、今後の農業をどういうふうな形にしていくかというのを、やっぱり考えるということが大事なのかなということでは、情報交換とか共有というものがより大切になるのかなということを感じています。

もともと、農業委員にさせていただいてから結構長年携わらせてはいただきながら、私なりにできることというのを考えてきたんですけども、その中で、農業と食、あとは人と地域をつなぐこと、あとは農業の未来を少しでも明るくしたいという思いが強くあります。その中で私ができることって何かなというところで経験を、経験と言ってもまだ未熟でもありますが、やはりつながる場とか機会をつくることが私ができることかなということ、今実行していることとすると、農業者と地域の方をつなぐ活動としてマルシェ

をしたり、あとは交流会をしたり農業体験をしたり、あとはチャレンジカフェ、コミュニティーカフェをやったり、あとはラジオで農業者の紹介をしたりということをしていただいています。

農業委員としては、もともと改正になる前は婚活事業があったり、農と食の元気っ子講座も今も続けてさせていただいたりしながら、農政の振興ということをして女性ならではという部分も含めて活動させていただいてはいるんですけども、やはり日頃思うことで、楽しい空間の中で自然の会話の中から、農業とか地域の課題を出し合って共有していくことというのがまず第一のかなということ、農業委員会だったり市の農政課だったりJAさんだったり、各団体がいろんな政策で県とか国とかという形で、とても、制度だったりいろんな情勢が変わって行って仕組みが変わったりということがあっても、やはり現実、農業者が抱えている問題だったり地域の人たちが抱えている問題だったりというのは、やはり現場の自分たちが話し合いから見い出していかとか共有していくことからしか、なかなか、次にじゃあ何かできるかといったときに、まず原点がそこからかなというところで、やはりその場をつくったり橋渡しをしていくという活動を私はしたいなと思って、今年の4月から春日にテナントをお借りして、コミュニティーカフェということで、そこは単なるカフェというよりは民間のコミセンみたいな、ちょっとおしゃれな、コミセンはコミセンで役割はとても担っていると思うんですけども、もっと地域の方々が気軽に來れて、そこに農業者の方も気軽にいらっしやったところで、そこからの話が例えば農業って楽しいんだとか、大変なんだとかそういうことを感じながら、何か手伝おうかとか、例えば私もやってみたくかそういう形につながっていくのかな、それが次世代の子供たちにも伝わっていく活動になって行くのかなと思い、今活動しております。

ここ2週間でちょっと若い方との結構出会いが、その場所でたくさんありまして、例えば米沢で企業をなさっている若い方だと、農業に参入したいという方がいて、それも新たな仕組みをつくって参入していく活動も始めているという方だったり、食肉の業者の方で、やっぱりCO₂の削減とか環境問題を農家と一緒に取り組んでやっていますとか、去年ミカン農家になっている愛媛の方が山形に営業でいらっしやったんですけども、たまたまお話ししていたらミカン農家さんで、ぜひ山形にないからこそミカンを山形で売っていきたくないので、ぜひつないでくださいというお話が来たりとか、高畠で雑穀を生産している女性の方で、今後食育を進めていきたいのでこのチャレンジカフェで毎月やらせてくださいとか、中学校教師の30代の女性が昨日いらっしやったんですが、その方は旦那様が南陽市で果樹農家をなさっていて、後々ご主人と果樹農家をやっていきたいんですが、やはりまだ地域が

すごく固い感じで自分が入っていくスペースがないので、そこをやっぱりも
っと入りやすいように門を広げてほしいという要望があったりと、いろいろ
話をしている中で皆さんが持っている思いとか、こうしていきたいという希
望とかというのが出てくるので、ぜひそういったものを引き出して、私は何
も力は持っていないので、例えば専門の方におつなぎするなりなんなり、そ
ういうつなぎ役ができたらいいなと思っています。

農政振興ということでの大きな本当はたくさんの課題があると思うんです
が、やっぱり一つ一つできることからやっていきたいと思っているので、今
後ともご指導よろしくお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの鈴木晃子委員の意見に対して、皆さんから質問とご意見等ござ
いましたらお願いしたいと思います。田代委員、ありませんか。

6 番

ご進言いただきありがとうございます。

難しいから分からないということが正直一つなんです、勤め人は会社に行くと必ず誰かとしゃべられると。役所で働くと仕事上いろんな人が来られると。が、一農家となると組織でやっておられる方は何人か聞きますから組織ですが、そのほかの方は「一国一城の主」でして、殿様であって足軽であってと。自分でいろんなことはできるけれども、なかなか見聞という言葉にして置き換えらせていくと入ってこない。どこかに行って聞くか誰かが来たときでないと、農業という商売についての交流は持てないと。そんなことで行くと俺がしているんだからいいんじゃないかとなってしまうと、門を閉ざしているわけじゃないですけれども、間口が広がって人との交流もだんだん少なくなると。そんなときに、食べることが我々の体をつくっているわけですから、食べることで何と。箸持って茶碗持って食うだけが食べることじゃないよと。食べるためには材料があるよと。それを調理する場所が必要だよと。そして調理して食べることになれば、私は前の言葉でいうと食堂と。そば屋さんだってカレー屋さんだって食堂だと。それが今、晃子委員がおっしゃったように同じような雰囲気のところなんですよ。名前もかっこよくなって、カフェとかなんとかと変わってくると。これは時代の流れだと。その中で人がたくさん集まれるような場所、いろんな話をして人のこと聞くくらい大事なことはないですから、あと取り入れるのは個々人の差ですから、そういう場所を提供されるということをやっておられることは非常に大きいなと思います。

私、前にもお話ししたかもしれませんが、土曜日のテレビのチャンネルは分かりませんが、夕方6時から何楽園だっけ。（「人生の楽園」の声あり）

それ、よく見ているんです。出てくるのが大抵、梟子委員がおっしゃったような食べ物を提供するんですね。大体、十中八九とは言いませんが六、七が、食材を加工されて販売されているか食べ物として提供されているかが多いんですね。そしてその輪が広がるといろんな方が来られるんですね。一つの基準というのは場所だなど、場所があればそこに人が集まっているいろんな話がされる場所だなど。やっぱり集合というのは2人以上じゃないと集合とは言わないといいますが、たくさんの方が集合される場所を提供していただけるというのは非常にうれしいことでして、最後になります、先般私のうちに届いた共済組合、皆さんも見られたと思いますが、共済組合ずっとめくっていったら、あれ、美しい女性がお二方写っておったんです。ぱっと見て私から見てこっちですから、写真で言えば右が梟子委員でした。今度、お店にお邪魔して楽しいお話と楽しい食べ物を頂戴したいと思います。よろしく願います。

議 長

ありがとうございました。そのほかございませんか。

それでは、ないようですので、皆さんからその他、何かございませんか。

1 8 番

(樋渡由美委員 挙手)

議 長

1 8 番。

1 8 番

先ほど会長の挨拶でも言っていただきましたが、先週の土曜日、11月12日に元気っ子講座を行いました。そのことを少しご報告させていただきたいと思います。

参加者が10組の親子で、それぞれの親子が一そろいずつの道具を使ってそば打ちを行いました。そば打ちをととても楽しんでいただきました。打っているときのソバの香りも楽しんでいただいたし、多分おうちに帰ってから食べる時も新ソバの香りを楽しんでいただけたと思います。ソバを作っている米沢に住んでいるからこそ楽しめる調理というか、そば打ちだったんじゃないかなと思います。その後のスタッフの試食もいろんな人が打ったそばがありまして、細いものもありましたし、かなり太いものもあったんですが、そば粉の味がすごくよかったです、すごく太いものでもおいしく食べられたのがちょっと驚きというか、そば粉の味ってこんなに大切なんだなということが分かりました。

事務局でアンケートを取ってくださって、早速結果をまとめていただいているんですが、これを参考に、来年の活動についても考えていきたいと思えます。

以上です。

議 長

ご苦労様でした。

ただいま農と食の元気っ子講座の報告がありましたが、質問等ありません

か。特に第3ブロックの皆さんには手伝っていただきまして、ありがとうございました。

あとそのほか、その他ありますか。

なかったら、事務局から何かございますか。

根津補佐
議 長
根津補佐

(挙手)

根津補佐。

先日の農事相談の報告いたします。

まず県大会についてですが、今日現在の出席状況ですが、29名の参加となっております。夜、懇談会が26名の参加となっております。そこに事務局、夜は局長と私が入る予定です。そのまま会場まで行きますので、車でいらっしゃる方は、次の日休みですから市役所の駐車場大丈夫かと思いますが役所に戻らない予定です。よろしくお願ひします。最終的にはバスは町中で降ろしたら役所に戻るとお願ひします。役所まで車で来た方は、懇談会入らない方はそのまま乗ってくだされば。懇談会出席の方ですけれども、5,500円の会費となりますので、なるべくお釣りのないようお願いしたいと思ひます。

それと農業者等との意見交換についてですが、飲み物を手配してほしいということ、発言を引き出す工夫が必要ですねという意見をいただいておりますので、これから検討していきたいと思ひます。また人数について、資料の都合、飲み物の都合ありますので、各担当にご報告いただきたいと思ひます。

また12月6日ですが、農事相談後の忘年会につきまして、ある地区からはコロナがまた第8波に向かっている状況でどうなんだということありまして、今現在、予約等まだしておりませんので、今後の推移を見守りながら検討していきたいと思ひます。

その他に関しましては、農業振興議員連盟との意見交換会等に推進委員も参加するののかという問合せありましたが、今後これもコロナの状況を判断しながらのご案内となると思ひますので、今後またお知らせいたします。

以上です。

議 長
事務局長
議 長
事務局長

今、事務局からいろいろ説明があったわけですが、皆さんからありますか。

(挙手)

局長。

すみません、皆様にお願ひがございまして、若干お時間をいただきたいと思ひます。

まず、農業者の意見交換会の件です。20日を皮切りに各ブロックで意見交換会が開催されるわけですけれども、特にブロック長さん、司会進行され

るブロック長さんには特にお願いしたいわけですが、時々、我々も出席しますし農政課職員も出席しますが、ちょっと答えに窮するような非常に難しいご質問をされて、その場で即答を求めるようなことが若干今まであったようです。農政課からも担当者が出席されるわけですので、その担当者の範疇を超えるような中身を答えろと言われても、なかなか難しいというところありますので、参加される農業者、そういうふうな意見があるというところをまず把握する場ということで、答えを求めるようなそういう場ではないという趣旨で意見交換会、答えられる部分は当然答えるわけですが、例えば国の施策を変えてくださいとか、補助金を上げてください、新設してくださいと言われても、農政課の担当者は何と言っていいかわからないということがありますので、その辺十分承知をしていただいて、そういう極端な意見があったときには、ブロック長さんがそこはこの場で回答はできないんですというふうに、うまく方向づけをしていただきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 あと農業者との懇談会、話し合いについて、5分、10分、基調の話とかあったほうがいいんじゃないかという声があったんだけど、その辺はどうかな。根津補佐。

根津補佐 農政課にお願いをしまして、意見交換会の冒頭に10分から15分程度、農政課から人・農地プラン、来年から地域計画の作成ということ始まりますので、そういったことを話題提供と言いますか、お話ししていただきたいとお願いしておりまして、当日その担当が参って説明する予定ですので、そこを起点に話し合いを進めていただければと思っております。

議 長 ありがとうございます。そういった基本になるものを言っていただければ、それについていろいろ質問やら意見等出ると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

 そのほかございませんか。それぞれの米平さん、あとJAさん、米の収穫状況とか何か。

1 7 番 米の収荷の話なんですけれども、まだ全体で出ておりません。今のところ97%くらいの収荷量率で、全部なっていないのでわからないんですけれども、作況指数この間97とかと言っていましたけれども、農協としては95もいっていないんじゃないかという考えです。ただ川西とか飯豊とかあっち水害でやられたのはいっぱいあるものですから、ちょっとわからないところがあってまだ分かりません。あとは、肥料高騰のことで、農協ご利用の方には農協ですということ、その手続が1回目終わったんですけれども、普通の皆さんの方は多分1月に申請手続ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長 あと大変気になることで、〇〇支店が△△支店になると駐車場が大変手狭で、皆さん心配しているということお話に出ておって、冬期間になれば雪置場もあるし、ぜひ役員の皆さんに頑張ってもらって駐車場の拡張、今の駐車場の前のところに建物も出てきて、代表支店長は職員の車50台はグリーンセンターに置くからまず何とかなるみたいな話だったけれども、会議とかそういうのは当然間に合わないような話でした。本来ですとあっちに行くのは反対だけれども、駐車場ぐらいはきちんと取っていただきたいものだなと思ったところです。

 米平さん何かないか。

1 0 番 10番 江口です。

 米平からとしては、皆さんにご協力いただいておりますが大変ありがとうございます。米平の流れとしては、今後3月から女性理事の登用ということで一生懸命探しているところでありますけれども、そういったところの状況を皆さんにご理解いただければと思っております。

 以上でございます。

議 長 土地持たないとなれないんですか。

1 0 番 これは非組合員ということで、有識者、今樋渡さんが（「中立委員」の声あり）中立委員みたいな形の中で、そういった中で女性登用、理事というようなことで募集というか推選で今協議しているところであります。

議 長 じゃあ、そのほか皆さんからなかったら終了してよろしいですか。

 長時間にわたり、大変ありがとうございました。本日は大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年11月15日（火）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

小関 善隆

議事録署名委員

高橋 祐弘